

老朽危険空家等除却補助金



上限

補助金

40万円

和泉市では、老朽化した危険な空家所有者の自主的な除却を促進し、安全・安心で良好な住環境を確保するため、除却に要する費用の一部を補助します。

対象となる空家(①～④の全てに該当)

- ①市内に所在し、居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物(長屋等においては居住その他の使用がなされていないことが常態である住戸)
- ②市が住宅の不良度測定基準により評定し、評点が100以上である木造の空家、空き長屋(過半が住宅用として使用されていたものに限る)又は特定空家等
- ③過去に本市の耐震改修補助又は耐震除却補助の交付決定を受けていない空家
- ④その他、市が定める条件を満たすもの

拡充

補助金を受け取れる人(①～⑥の全てに該当)

- ①事前調査により、補助対象空家に該当していると認められている者
- ②補助対象空家の登記名義人(未登記の場合は、固定資産課税台帳に記載されている者。事業者及び法人は除く)、当該登記名義人の法定相続人の代表者又はその他の利害関係者
- ③本市の市税の滞納がない者
- ④令和5年度(令和4年分)の課税所得金額が507万円未満である者
- ⑤暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者
- ⑥空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項に規定する命令又は建築物に関する本市からの是正措置の命令を受けていない者

補助金額

最大40万円。補助対象空家の除却(一部除却は不可)に要する費用の80%。
なお、他制度で同様の補助金を交付されている場合は本補助金を使えません。

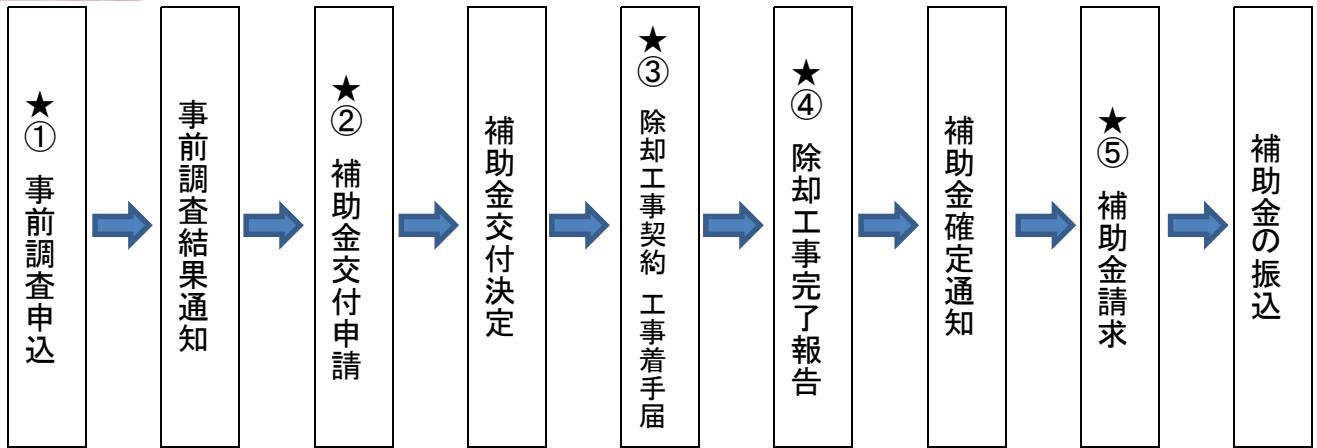
募集期間 令和5年4月5日(水)から令和6年2月2日(金)まで

※事前調査(現地調査)の結果、補助対象空家に該当していると認められた場合のみ次の手続きに進みます。事前調査の受付は、必要書類が揃っていることが条件になります。

※募集は先着順で、予算(20件程)に達した時点で終了します。

※拡充部分については令和5年6月1日より受付

手続の流れ



注1) 補助金の交付決定前に契約した除却工事には、本補助金を交付できません。必ず、補助金の交付決定後に契約して工事に着手してください。

注2) ④除却工事の完了報告は、完了日から30日を経過した日又は令和5年3月15日(水)のいずれか早い日までに提出してください。

注3) 空家を除却することにより、当該敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外される場合があります。

手続に必要な主な書類

1. 事前調査を申込みする時

老朽危険空家等除却補助金事前調査申込書

建築物の写真、位置図等

建物・土地 登記事項証明書(未登記の場合にあっては、固定資産課税台帳記載事項証明書)

※事前調査(現地調査)の結果、補助対象空家に該当していると認められた場合のみ

★②以降の手続きに進みます。

2. 補助金の交付申請をする時

老朽危険空家等除却補助金交付申請書

除却工事見積・内訳書、依頼した業者の許可証等

申請者の前年分の所得額を証する書類(所得証明書)

申請者の市税納税証明書(様式第15号の提出でも可)

以下は該当する場合に必要な書類

・申請者が登記名義人の相続関係者の場合

→ 登記名義人との相続関係がわかる戸籍謄本

・複数人の法定相続人が存在する場合

・登記名義人に共有名義人が存在する場合

・土地所有者が異なる場合

・補助対象空家に所有権以外の権利の設定がある場合

→ 利害関係者の同意に関する報告書兼誓約書(様式第3号の2)

その他市長が必要と認める書類

3. 除却工事をする時

老朽危険空家等除却補助事業着手届

工事契約書(写) など

代理受領制度とは？

補助金は直接工事業者へ振り込まれ、申請者は補助額を差し引いた実質負担額のみを工事業者に支払います。

制度の利用には工事業者の事前の同意が必要です。



お問い合わせ先

和泉市 建築住宅室 住宅政策担当

TEL 0725-99-8190(直通)